第六十六条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第一項第三号、第百十七条の二の二第一項第七号）

第六十七条の付記中「第百十九条第一項第八号」を「第百十九条第一項第十三号」に改める。

第七十条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号チ、第百十九条第一項第十四号、同条第三項）

第七十一条第五号の五中「第百十八条第一項第三号の二」を「第百十八条第一項第二号」に改め、同条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に、「第百十九条第一項第十五号」に、「第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二」を「第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号」に改める。

第七十一条の二の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十一条の四の付記中「第百十九条の三第一項第六号」を「第百十九条の三第一項第五号」に改める。

第七十一条の四の二の付記中「第百十九条第一項第九号の三、同条第二項」を「第百十九条第一項第十六号、同条第三項」に改める。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項」を「第百二十一条第一項第九号、同条第三項」に改める。

第七十二条の付記中「第百十九条第一項第十七号」に、「第百二十条第一項第十一号の二」を「第百二十条第一項第十一号」に改める。

第七十三条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十四条の三第一項中「）及び」を「）、」に、「を除く。以下この」を「及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同条第七項中「与えなければ」を「与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければ」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十四条の三の付記中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に、「第百二十条第一項第十一号の三」を「第百十九条の二」に、「第百二十一条第一項第九号の二」を「第百二十条第二項第三号」に改める。

第七十五条の付記中「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第一号」に、「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号」に、「第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号」を「第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号」に、「第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号」を「第百十八条第二項第四号、第百十九条の二の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項第四号」に、「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の三の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第十八号）

第七十五条の四の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号リ」に改める。

第七十五条の五の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヌ、第百十九条の二第一項第二号」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ヌ、第百十九条の二の二第一項第二号」に、「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」に改める。

第七十五条の八の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十五条の十の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第十九号、同条第三項）

第七十五条の十一の付記中「第百二十条第一項第十二号の二」を「第百二十条第一項第十三号」に改める。

第七十六条の付記中「第百十八条第一項第六号」を「第百十八条第一項第五号」に、「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十七条の付記中「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百十九条第一項第十三号」を「第百十九条第二項第七号」に、「第百二十条第一項第十三号」を「第百二十条第一項第十四号」に改める。

第七十八条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第百十九条第一項第十四号」を「第百十九条第二項第八号」に改める。

第八十五条の付記中「第百十八条第一項第七号」を「第百十八条第一項第三号」に改める。

第八十七条の付記中「第百十八条第一項第六号」を「第百十八条第一項第四号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第八十九条の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第九十条の付記中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第二項第一号」に、「第四号」を「第四号」に改める。

第九十一条の付記及び第九十一条の二の付記中「第百十九条第一項第十五号」を「第百十九条第一項第二十号」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第九十四条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第九十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第九十七条の二第一項第五号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百十七条の二の二第十二号」を「第百十七条の二の二第一項第九号」に改める。

第百一条の付記、第百一条の二の付記及び第百一条の五の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第百三条の二第二項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第百十七条の二の二第一号」を「第四号、第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号」を「第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。